

令和2年度 事業報告

基本目標

企業一体となった 安全活動を推進して 地域社会に貢献しよう

業務重点

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

- ア ドライブレコーダーやテレマティクスなど新たな管理システムの導入により、安全運転管理体制の充実強化を図った。
- イ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進した。
- ウ 交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実による交通安全意識の浸透を図った。
- エ 各種表彰制度の活用により、安全運転意識の高揚を図った。
- カ 外国人従業員向けの交通安全教室を積極的に開催した。

(2) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 法定講習の受講が安全運転管理の基本であることから、警察本部交通部交通総務課及び警察署交通課と連携することにより安全運転管理者等全員の受講を目指し、安全運転管理能力の向上を図った。
- イ 交通事故の発生傾向や特徴を分析した資料等を提供し、事故実態に応じた指導を行った。
- ウ 安全運転管理者等に運転適性検査指導者講習を受講させ、管理能力の向上を図った。

(3) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 安全運転管理者未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃に努めた。
- イ 安全運転管理協議会への入会を勧奨して交通安全活動への参加を促し、交通安全活動の充実と組織基盤の強化を図った。

(4) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

- ア 警察署長・地区協議会長の連名により107の事業所を「安全運転管理モデル事業所」として委嘱（機関誌AAKK 10月号に掲載）して、安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を図り、その成果を各事業所及び地域に普及させた。
- イ モデル事業所の活動状況を機関誌AAKKで紹介し、優秀な事業所を表彰した。

(5) ヤングドライバー等に対する安全教育の強化

- ア 新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの高揚を図った。
- イ 運転中における携帯電話（スマートフォン）の使用禁止の徹底を図った。
- ウ 歩行者保護運転の徹底を図った。
- エ 運転適性検査を実施して結果の活用に努めた。
- オ 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」への参加を通じて安全意識、安全行動の向上を図った。

(6) 高齢ドライバーの事故防止対策の推進

- ア 交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教育等を通じて、高齢従業員に身体機能の変化を理解させた。
- イ 加齢に伴う身体能力の低下を補う機能を備えた安全運転サポート車は、その安全機能を過信すれば事故抑止効果も失われてしまうことから、ドライバーとしての責任を持った安全運転の徹底を図った。
- ウ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となったドライバーに対しては、当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施したほか、安全運転サポート車の紹介や運転免許証自主返納の検討を促した。

(7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

- ア 交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進した。
- イ 夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、前照灯を早めに点灯するライト・オン運動を推進した。
- ウ 夜間、歩行者等を早期に発見するため、ハイビームの活用を徹底した。

2 通勤時のマイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認した。
- イ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な指導を行った。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行を促した。
- イ 優良運転者に対する表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図った。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行った。

(3) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図った。
- イ 二輪車運転者に対してヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進した。
- ウ 全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用を促進した。

(4) 飲酒運転等根絶対策の推進

- ア 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の高揚を図った。
- イ 飲酒運転を助長する環境の根絶を図った。
 - (ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導を徹底した。
 - (イ) 飲酒運転周辺三罪(酒類提供・車両提供・同乗)の根絶を図った。

(5) 自転車安全利用の促進

- ア 自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を周知し実践するよう指導した。
- イ 反射材用品の自発的な着用を推進した。
- ウ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促進した。

3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底

(1) 交通安全意識の共有

- ア 自動車の安全機能が急速に進化している今日こそ、ドライバー自身の安全意識が重要であることの理解を深めるよう指導した。
- イ 安全運転を続けることの価値を認め合い、相互に交通安全意識を高め、広く共有することによって安全で快適な交通環境を創出するための意識基盤の醸成を図った。
- ウ 高齢者の心身機能が低下することは当然であり、そのような高齢者に対して多くの安全行動を期待するのではなく、ドライバー自身が高齢者の過失やミスを補う運転行動を徹底するなど、「車が人を守る」交通安全意識の共有を図った。

(2) 歩行者保護運転の徹底

- ア 横断歩道付近では意識的に歩行者や自転車の発見に努め、横断中や横断しようとしている歩行者等がいた場合には、横断歩道の手前で確実な停止の徹底を図った。
- イ 路面に表示された「ひし形（ダイヤモンド）」は、前方に横断歩道があることを示しているので、走行中の路面にダイヤモンドを見つけたら、アクセルを戻して前方をよく注意し、横断歩行者等の確認を徹底した。
- ウ 特に住宅地を通行するときは、横断歩道以外の場所でも歩行者が横断することを予測して慎重な通行を徹底した。
- エ 高齢者は、道路を横断するとき、接近する車に気付いていないことがあることから、道路を横断していたり、横断しようとする高齢者を見掛けた場合には、自車の接近に気付いていないことを前提として、高齢者を守る思いやり運転を徹底した。

4 地域と連携した交通安全活動の推進

(1) 各季の交通安全運動

警察、関係機関・団体及び地域と連携し、地区あるいは事業所単位の交通安全活動を積極的に展開した。

なお、年間の活動計画を機関誌AAKK 4月号で広報した。

ア 春の全国交通安全運動 4月6日(月) ～ 4月15日(水) (10日間)

(ア) 立看板「スマホより 横断歩道の 僕を見て」10,354本作製した。

(イ) 活動結果を機関誌AAKK 7月号で紹介した。

- イ 夏の交通安全県民運動 7月11日(土) ～ 7月20日(月) (10日間)
 (ア) 立看板「あおるより ゆずるあなたが かつこいい」9,556本作製した。
 (イ) 活動結果を機関誌A A K K 9月号で紹介した。
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日(月) ～ 9月30日(水) (10日間)
 (ア) 立看板「見過ごすな 信じて挙げた 小さな手」10,323本作製した。
 (イ) 活動結果を機関誌A A K K 12月号で紹介した。
- エ 年末の交通安全県民運動 12月1日(火) ～ 12月10日(木) (10日間)
 (ア) 立看板「もういいかい 残ったお酒が まだあるよ」9,717本作製した。
 (イ) 活動結果を機関誌A A K K 2月号で紹介した。

(2) 交通安全の日

交通事故死ゼロの日等における立哨活動を推進した。

- ア 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日
 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金) 9月30日(水)
- イ 高齢者を交通事故から守る日・週間 毎月30日(2月は末日)
 高齢者交通安全週間 9月14日(月) ～ 9月20日(日)
- ウ 自転車・二輪車の安全利用
- 自転車・二輪車安全利用の日 毎月10日
 - 自転車安全利用月間 5月
 - バイクの日 8月19日(水)

(3) 各種交通安全運動

各種の交通安全運動を推進し、交通安全意識の高揚に努めた。

- ア 交通安全スリーS運動
 「ストップ、スロー、スマート」
- イ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)
 ○ 点灯時刻の目安(日没時刻のおおむね1時間前)
 ○ 特に、日没時間の早い11月から1月までは、午後4時に点灯する「4時から点灯」を推進した。
- ウ 歩行者保護運動
- (ア) 横断歩道の日 毎月11日
- (イ) ハンド・アップ運動
 歩行者とドライバーが横断時に意思疎通を図るハンド・アップ運動を推進した。

- エ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底運動
～ 「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざして ～
(ア) シートベルト・チャイルドシートの日 毎月20日

オ 飲酒運転の根絶

- (イ) 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発
「飲酒運転を四（し）ない運動」（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）の広報を推進した。
- (ロ) 飲酒運転を根絶する環境の醸成
事業主、安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を根絶する職場環境を醸成した。
- (ハ) 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間
- 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
 - 飲酒運転根絶強調月間 12月

カ 「ながらスマホ」や「あおり運転」の根絶

運転しながらの「ながらスマホ」や「あおり運転」根絶の広報啓発を実施した。

(4) 街頭活動等の推進

- ア 地域や警察署等の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日等を中心に積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進した。
- イ 交通安全立哨活動は、通学中の事故防止に配意し学童横断場所を中心に実施した。
- ウ 地域住民との交流会を開催した。

一般業務

1 会議等

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、第2回理事会を除き、会議・大会は中止した。

なお、議案については書面による表決を求め、社員全員の承認を得て原案どおり決議された。

(1) 安全運転管理事務担当者連絡会議

中止

各事務担当者へは文書により連絡した。

(2) 第1回理事会・社員総会

中止

総会の議案は5月19日（火）に決議した。

(3) 会長・副会長会議

中止

(4) 愛知県交通安全県民大会

中止

(5) 第61回交通安全国民運動中央大会（東京）

中止

緑十字金章、緑十字銀章及び優良安全運転管理協議会表彰は、2月10日（水）相羽会長による表彰伝達式を開催した。

(6) 第2回理事会・社員総会

ア 理事会

- 月日 3月12日（金）
- 場所 名鉄グランドホテル
- 議事 令和3年度事業計画・収入支出予算
職務執行報告

イ 総会

中止

議案（令和3年度事業計画・収入支出予算）は3月26日（金）に決議した。

2 機関誌の編集発行

機関誌AAKKを180,000部（月平均15,000部）発行して安全運転管理情報の共有化を図った。

3 i（アイ）ネットによる交通情報等の提供

警察本部交通総務課と協力・連携してiネットシステムの普及促進を図り、交通情報等を迅速に提供した。

「iネット」発信件数 95件

4 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

警察、県・市区町村、地区協議会、（一財）愛知県交通安全協会等の交通安全関係機関・団体との連携を強化し、安全運転管理等に係る情報の共有化を図った。また、県安管は、中部管区内はもとより全国の安全運転管理協議会等とも連携して安全運転管理活動の向上を図った。

5 交通安全教育用DVDの貸出（令和2年度購入12本）

交通安全教育用DVD等213本を備え付け、無料貸出しを実施した。

- 利用事業所 323事業所
- 利用本数 延454本

6 運転適性検査指導者講習会の実施

(1) 運転適性検査指導者講習会

- ア 月日 10月15日（木）16日（金）
- イ 場所 愛知県自動車会館
- ウ 受講人員 31人

(2) 事業所における運転適性検査

資格認定を受けた運転適性検査指導者による「警察庁K-2型」の運転適性検査は、37事業所において8,485人を対象に実施され、運転適性診断票に基づいた個人指導が行われた。

7 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

(1) 会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日の7月11日(土)から10月18日(日)までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施し、達成したチームには、愛知県警察本部交通部長及び愛知県安全運転管理協議会長の連名で表彰し、個人に記念品を贈呈した。

○ 参加チーム等

チーム	参加		達成		達成率
若者(1チーム5人)	70チーム	350人	60チーム	300人	85.7%
一般(1チーム10人)	289チーム	2,890人	212チーム	2,120人	73.3%
計	359チーム	3,240人	272チーム	2,420人	75.8%

注 若者とは、16歳以上24歳以下をいう。

(2) 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動に参加して」の感想文(5人)を機関誌AAKKに掲載して交通安全意識の高揚を図った。

8 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して機関誌「AAKK」に掲載したほか、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用した。

9 表彰

(1) 優良安全運転管理者等表彰(表彰式:中止)

ア 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰

- (ア) 優良安全運転管理協議会 5 協議会
- (イ) 優良安全運転管理指導者等 9 人
- (ウ) 優良安全運転管理者等 149人
- (エ) 優良安全運転管理事業所 160事業所
- (オ) 優良自動車運転者 147人

イ 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長の連名表彰

- (ア) 優良安全運転管理協議会 3 協議会
- (イ) 優良安全運転管理者等 14人
- (ウ) 優良安全運転管理事業所 12事業所

(2) 交通安全功労者等表彰(表彰式：中止)

ア 交通栄誉章「緑十字銅章」	
(ア) 交通安全功労者	41人
(イ) 優良安全運転管理者	62人
イ 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長の連名表彰	
(ア) 交通安全功労団体	2団体
(イ) 交通安全功労者	13人

(3) 優良ドライバー表彰(通年表彰)

ア 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰	
(ア) 優良運転者 特賞	128人
(イ) 優良運転者 金賞	184人
イ 警察署長・地区協議会長の連名表彰	
(ア) 優良運転者 銀賞	254人
ウ 事業所の長の表彰	
(ア) 優良運転者 銅賞	316人

(4) 愛知県交通安全推進協議会長(知事)表彰(表彰式：中止)

ア 交通安全功労者	1人
イ 優良安全運転管理協議会	2協議会
ウ 優良安全運転事業所	3事業所

(5) 警察庁長官・全日本交通安全協会長の連名表彰(表彰式：中止)

ア 交通栄誉章	
(ア) 緑十字 金章	1人
(イ) 緑十字 銀章	3人
(ウ) 緑十字 銅章	62人
イ 優良安全運転管理協議会	1協議会
ウ 優良安全運転事業所	5事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長の連名表彰
(表彰式：中止)

エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動達成 272チーム

(7) 交通安全功労者表彰(内閣府特命担当大臣(交通対策本部長)9月9日)

交通安全功労者	1人
---------	----

(8) 第72回愛知県表彰(知事、11月18日)

交通安全功労者	1人
---------	----

法定講習

講習会開催状況

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施した。

また、本年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し、講習日を9月からに繰り下げるとともに、警察本部と協力してオンラインによる講習を取り入れた。

区 分	安全運転管理者	副安全運転管理者
開会回数	57回(5回)	13回(2回)
管理者数	20,185人	6,022人
受講者数	18,607人(864人)	5,677人(536人)
受講率	92.2%	94.3%

※ ()は、オンラインによる講習を内数で示す。